

集積場所に関する留意事項

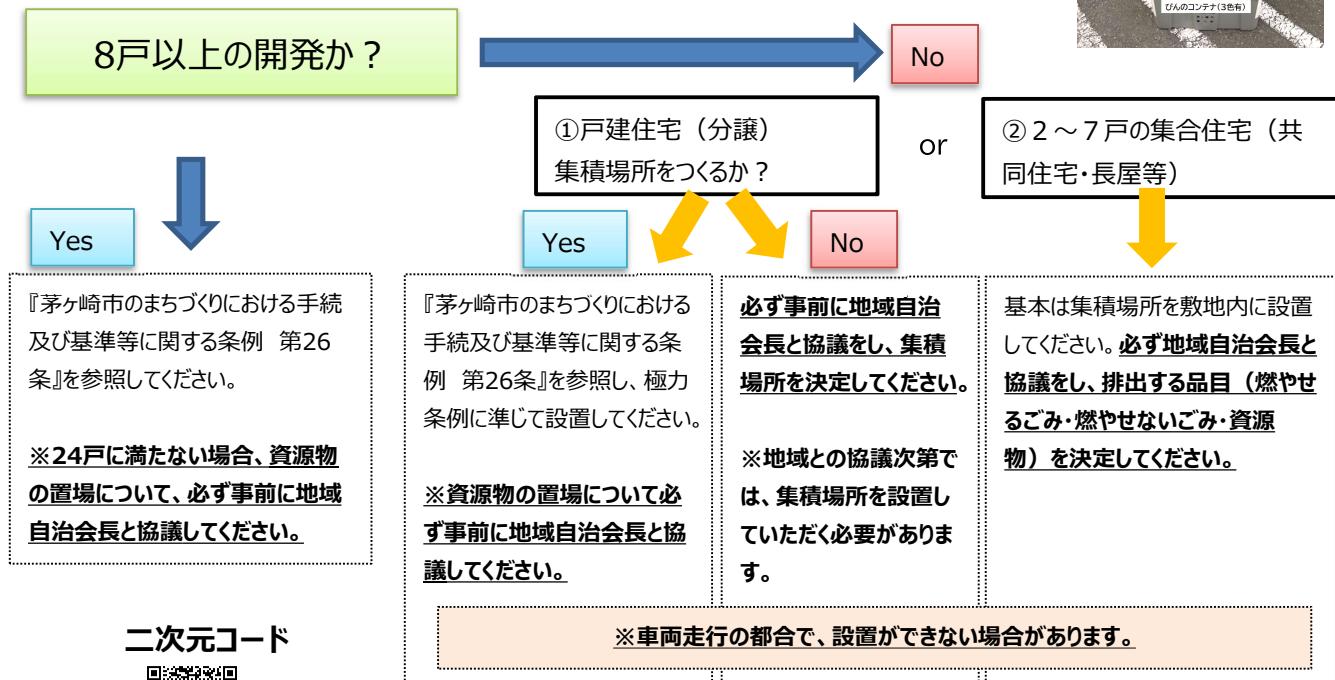
令和7年4月1日

【自治会及び事業者の皆様へ】

- 集積場所は常に清潔に保ち、利用者で維持管理をしてください。
 - 集積場所を新設・移動・分散・廃止する場合は、属する自治会と協議し、自治会長名で申請してください。
 - 集積場所を設置する場合、環境事業センターと協議のうえ、次の事項に留意してください。
 - 1 **ごみは8戸、資源物は24戸**を使用世帯数の目安としてください。その集積場所をとりまく実情に合わせ、柔軟に検討します。
 - 2 ごみ収集車が安全かつ円滑に収集作業を行える場所で検討してください。特に、ごみ収集車は、事故未然防止の観点から、原則バックでの走行はしないので、通り抜けができる道路形態の場所又は容易に転回ができる道路形態の場所で申請をしてください。
 - 集積場所を移動・分散・廃止する場合は、次の事項に留意してください。
 - 1 移動・分散をする場合は、現在の集積場所及び移動・分散後の集積場所を地図に明記してください。
 - 2 廃止する場合は、使用世帯に廃止することを伝え、以後の排出場所を周知してください。
 - 申請書は、収集までの日にち（約2週間前まで）に余裕を持って提出してください。
 - 資源物（プラスチック製容器包装類、びん、かん、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、廃食用油、金属類、スプレーかん）集積場所の使用例
- 【24戸の目安】コンテナ1個・ネット2個（かん・ペットボトル）
- | | |
|----------------------|--------------------------|
| びん用コンテナ（青・黄・灰） | 50cm（縦）×68cm（横）×38cm（高さ） |
| かん・ペットボトル・スプレーかん用ネット | 46cm（縦）×46cm（横）×96cm（高さ） |
- ※廃食用油と金属類は、コンテナに入れずに、直に出してください。



【事業者の皆様へ】



二次元コード



開発事業者の方へ
(ごみ集積場所の新規設置について)

【お問合せ】

茅ヶ崎市環境事業センター（業務担当）

茅ヶ崎市萩園1085番地 TEL:0467(57)0200 / FAX:0467(86)6833

メール:kankyoujigyou@city.chigasaki.kanagawa.jp